

### 第3回環境社会配慮審査会

日時 平成18年 5月 8日(月) 15:00 ~ 17:30

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

#### 出席委員 (敬称省略)

臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科 講師
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学 国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局 練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学 環境創造学部 教授
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部 研究主任
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 助教授
委員長	村山 武彦	早稲田大学 理工学部複合領域 教授
委員	田中 章	武蔵工業大学 環境情報学部環境情報学科 助教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学 デザイン学部 環境・建築デザイン学科 助教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院 法務研究科 教授

#### 欠席委員

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学 文学部総合文化学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授
委員	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長

#### 事務局

米田 博	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長

比嘉 勇也 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・  
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム  
村瀬 憲昭 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・  
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

永田 謙二 独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員  
坂田 章吉 独立行政法人国際協力機構 地球環境部  
塩野 広司 独立行政法人国際協力機構 地球環境部  
益田 信一 独立行政法人国際協力機構 地球環境部

○村山委員長 それでは、時間になりましたので、審査会を始めさせていただきたいと思います。

今日、大きな議題は1つです。「インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査」に対する答申案のまとめということになります。ご担当の委員の方々には事前にご検討いただいておりますが、きょう、答申案の内容を大体固めることを考えておりますので、最初に、事務局の渡辺さんから、現時点での答申案について、簡単にご紹介をお願いしたいと思います。

○渡辺(泰) 資料ですけれども、A C . 3 - 2、また、本日いただいた満田委員からの追加答申案についてのメモを配付資料としております。

A C . 3 - 2ですけれども、ローマ数字 の「答申(案)」のところは、前回の議論を踏まえまして、事務局で、大体こんな感じだろうということで答申案の文章にしております。前回、答申の文章としてどうするというご議論は余りありませんでしたので、この点について、委員の皆さんからコメントをいただければと考えております。その点が1番から4番まででございます。

5番と6番は、コメントをある程度スライドして答申にしております。

7番につきましては、今後調査すべき事項ということで、いただいたコメントをまとめさせていただいております。

8番、9番につきましては、記載の仕方についてのコメントがございましたので、追記すべき点を8番に、書き方を見直すべきという点を9番にまとめております。

そのほか、いただいた委員のコメントで、答申案の形にしにくかったもの、また、前回議論されていないものをローマ数字の 番の「委員からのコメント」にまとめております。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご紹介いただいた答申案をベースにご議論いただきたいと思います。別の資料の中で、質問事項に対しても回答いただいていますので、この点も含めてお願いしたいと思います。

まず今日、ご担当の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、もし追加の質問があればお出しただいて、その後、答申案という形にしたいと思います。いかがでしょうか。質問についてはよろしいでしょうか。

○濱崎委員 AC. 2 - 2の(50)番のBODに関する私の質問事項の回答を受け取っているのですが、「BODが多い場合でも、処理代がかかりますが、水道水として使っております。」という回答があるわけですね。サポーターングレポートのアペンディックスのイに何が書いてあるかというと、インドネシアの環境基準が書いてあって、そのところのクラス1というところに水道として使える基準が書いてあるわけです。それはBODが2以下になっているわけですね。今回の調査の中で、他の河川もそうなのですが、アユンダム周辺はほとんどすべてBODが2を超えているわけです。そういう河川を、お金はかかるけれども、水道水源として使えるという表現で済ませていいのか、それを優先していいのかということがあるのですね。クラス2以下になるわけですから、もともと水源として利用してはいけない。そこには、水道水源として使うべき水ではないという趣旨の基準が書かれているわけです。アユンダム周辺にしても、表流水に関してはクラス1ではないわけですね。それを優先します、BODが高いから処理代はかかるけれども、現状は水道水として使っていますよと。大抵使うはずなのですね。でも、それを優先して、推薦する形をとっていいのかということがあるのですね。日本でも環境基準があって、河川ではAAやAといった基準がありますし、湖沼でも海域でもあるのですが、コンサルタントの方は、そういうことの理解が本当にあるのかどうか。この質問は2度目なのですね。でも、同じような回答が出てくるので、ちょっと問題かなと。今回の答申案にはそのことについて書かれていませんけれども、答申案の中に、水質基準を上回るBOD値であると記述すべきだろうと私は考えております。

○村山委員長 今の点ですが、回答書の(50)番に関して、追加のご回答、あるいはコメントがございませうでしょうか。

○永田 確かに、コンサルタントのこの回答は不適切であると思います。書き直す必要があるかとは思いますが、BOD値が高いところを使わざるを得ないというところがあるかと思えます。今、バリで使っている水道水源の中に、デンパサール市をずっと流れて、下水などが一緒になって最下流端まで流れてきた水を河口でためて、それを浄水して観光地の上水道として配水している例があるために、こういう当然だみたいな形の書き方がなされているのではないかと。ちょっとかばいますと、そういうことだったのではないかと思います。そういう意味で、他にいい水源がないということが、ここに書いている趣旨ではないかなと思います。

○濱崎委員 今の発言もちょっと驚くのですが、実際にBOD値が高いところを水道水源として使っているからいいのだ、もしくは他にいい水がないからしょうがないのだというのもち

よっと違うのではないかなと思うのですね。なぜかという、まず、新しい水源を探そうというのに、インドネシアの基準を超える水道水源しか選べられないこと、その選択をアユンダムにすることは、前提がおかしいのではないかなということになるわけですね。いろいろな水質項目がありますけれども、BODの2という基準があるわけですから、地下水を探すと、それを下回るものを探するのが大前提ではないのかなと思うのですね。ほかはないという発言を聞くと、先方の要望がここにある、それに基づいて調査されたというご発言をされたかと思いますが、それを裏づけるような内容になってしまうのではないかなと思います。

○永田 先にダムありきでやっていたということではなくて、地下水についてもレポートの中で検討していますし、表流水をどこからもってくるという案も代替案として一緒に検討していますが、濱崎先生がおっしゃるように、2以下でないと水源としては使わないと限ったときに、いろいろなオプションが出にくかったのではないだろうかと思っています。基準で2以下と決まっているわけですが、それに限ってしまったら選択肢が非常に狭められてしまうことから、2以上のものも含めて検討したということだったのではないかと考えています。

○村山委員長 委員の意見も含まれた質問になっていますので、最終的に合意に至るかどうかはちょっとわからないのですが、事実関係として、水道水源の基準である2ppmを超えているかどうかということについて確認したいのです。といいますのは、(50)番の質問に対する回答の中で、測定結果を修正しますという文言が書かれているのですね。これはもしかすると、実際は2を下回っているのかなという気もしたのですが、そのあたりは今わかりになりますか。

○永田 ちょっとわからないですね。

○村山委員長 では、現状、今のようなお返答ですので、それを踏まえて、答申案を検討していただくという形をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○濱崎委員 わかりました。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

○満田委員 アユンダムの規模は、前回インテリムでご説明を受けたときは110メートルだったのが、こちらをみると66メートルと小さくなっている理由と、何か検討した経緯があって規模を縮小したのであれば、それについてもDFRに盛り込むべきではなからうかというコメントを前回させていただきましたが、その経緯について教えてください。

○永田 天端というのはダムの一番上ですが、実際の天端の標高はほとんど変わっておりません。河床の一番下の基礎からダムの天端までの高さをダムの高さとし、マスタープランでは111メートルになっています。F/Sのときに、一番下まで掘る河床の部分が非常に狭かったために、そこを……。極端なかき方をしますと、河床はこのような形をしていまして、ここからここまでの高さをダムの高さとしていたのですけれども、F/Sのときに、この部分、基礎をコンクリートで置換するという工法を取り入れまして、基礎はもともとここだったのが、コンクリートで基礎を置きかえたために、結果的にここが基礎になって、みかけ上、ダム高が下がっているだけで、結果的には同じものであるとご理解いただければいいかと思います。

○満田委員 わかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、「答申（案）」の具体的な文案についてご検討いただきたいと思います。2ページ分については通常の形の答申案ですが、まず、1ページ目の1から7あたりについて、こういった文言でいいかどうか、あるいは追加・削除等ありましたら、コメント・ご意見をいただきたいと思います。

○原嶋委員 この案件は、2月の下旬に、要約報告書という形でこの会に諮っていただいて、私どもがいろいろ意見を申し上げさせていただいて、それを反映していただいている部分は確かにあるのですね。その段階でも、代替案の検討というところが議論が多かったところでございます。それを反映していただいた部分があることは事実なのですが、さらに2ヵ月ほどたって、こういう形でファイナルレポートをいただいているにもかかわらず、代替案の検討については、今の濱崎先生のご意見もありますし、きょう欠席されている和田先生のご意見もありますし、多くの方が合意できないという部分が残っていますので、答申案の段階で、従来どおり、報告書のどここのページが云々という議論も当然必要だと思いますが、代替案の検討について、まだ十分に合意できにくいことを答申案に何らかの形で反映していただくことをその前に考えていただきたいと思います。

○村山委員長 今の点は、きょうの資料の2つ目の項目の中で触れられている点だと私は理解しております。この点については、従来の答申の形式になじまないというご意見もありますが、特に和田委員からご指摘いただいた文面については、こういった文をかなり生かすような形で答申の中に盛り込んでどうかということもちょっと考えています。それを先にやりますか。その後個別の話をした方が、委員の方々もすっきりするような気がしますので、先にそれをやりましょう。

3ページの「委員からのコメント」の(3)番について、和田委員からご指摘いただいているダムの事業の必要性の話、今、原嶋委員からご指摘いただいた代替案に関するご指摘あたりが前提になると思いますが、この点について、どういった扱いがいいか、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

○満田委員 この和田委員のコメントなのですが、実は、4月上旬、和田委員が最初にお書きになったオリジナルのコメントがございまして、それは非常によくまとまっているのではないかと私は思っています。ここに書かれている(3)の部分は、オリジナルのコメントに書かれているものの一部分で、電力需要予測が十分ではないという理由を抜粋しているわけですね。もともとのコメントのメインの部分は、「本DFRにおいては、アユン多目的ダム事業を前提とする中央給水システム及びそれを含むバリ南部地域都市給水計画はフィージブルとの結論が出されているが、云々かんぬん等々の理由でガイドラインの要件を満たさない可能性がある。この点につき強い懸念を表明するとともに、(1)から(6)で指摘する諸点について、さらに検討することを要求したい」といったことです。検討できるのは検討するにしても、和田委員の書かれている「強

い懸念を表明する」というところは非常に重要ではなかろうかと思ひまして、ぜひこのコメントを残して、総論に係る個別の議論ではなくて、総合的な評価ということで、答申案の最初にもってくるのが適当ではないかと思ひました。

○村山委員長　　今のようなご意見ですが、ほかの委員、ご担当の委員の方々、いかがでしょうか。きょう、ご用意いただいている資料というよりは、4月の上旬に出されたオリジナルのコメントを生かす形で前文に加えるというご意見です。

○原嶋委員　　1つ、事実関係だけお聞きしたいのですけれども、代替案の検討については、環境社会配慮という側面だけではない部分がたくさんあると思うのです。国内支援委員会とか、従来のJICAさんの意思決定の中で、アユンダムを優先プロジェクトとすることの判断について、どういう議論をされたのか。これは、2月の段階での要約報告書を改定された今回のファイナルレポートで議論はおおむね終わってらっしゃるのでしょうか。その本筋での意思決定はどうなっているか、ちょっとお聞きしたいのです。

○益田　　国内支援委員会については、今週か来週に開催予定でして、その場で、アユンダムのF/Sの結果についての議論をする予定です。ただ、いろいろ検討の結果、アユンダムでいくことのほかにオプションはないだろうということについては、マスタープランができ上がったところで議論しておりまして、コンサルタントの説明を受けて、オプションの中でこれが一番いけるのではないかというお話をしております。

○村山委員長　　よろしいですか。

○原嶋委員　　はい。

○村山委員長　　今のお話を伺うと、代替案については検討されたという理解でよろしいですね。

○益田　　はい。

○村山委員長　　わかりました。そういったご意見を受けた上で、和田委員のオリジナルのコメントを生かす形で前文に加えるという方向が出ておりますが、いかがでしょうか。もし特にご異論がなければ、そういった形で進めたいと思ひますが……。

○渡辺(泰)　　今、お話のありました和田委員のオリジナルコメントの前段の部分なのですけれども、そのところで、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」というガイドライン引用がされております。この点についてなのですけれども、1つは、案件検討の段階でのガイドラインが記載の部分を引用されているということと、ガイドラインの別紙の相手国政府に求める環境社会配慮の要件のところを引用されて、開発ニーズの把握が過大な場合などを挙げておられるのですが、少なくとも、本件のような場合について、環境社会配慮が確保できないと判断する場合には当たらないのではないかと考えております。そういう意味では、代替案としてどうかということとは別にしても、ガイドラインの「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」を引用していただくのは不適切かなと考えております。

○村山委員長　　今のご発言について確認したいのですが、引用の箇所がおかしいということがあるのでしょうか。プロセスの中で引用すべき点、箇所が違うということが1つありますか。

○渡辺(泰) 引用が不適切な箇所があるというのは理由です。ということで、ガイドラインでいう「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」に当たるのだという答申をいただくのは、ガイドラインの理解からしても不適切なのではないかという考えです。

○村山委員長 わかりました。実態として、ガイドラインを適用できるかどうかという話と、プロセスの中で不適切な引用をしているという話はちょっと違うような気がします。引用の箇所がおかしいということであれば、それは削除するなり修正した方がいいと思うのですね。そういった修正が入ることを前提にして、基本的には、和田委員の文案を前文として加えるという形で進めたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

特にご異論がないようですので、具体的な文案については、担当の委員の方々でご検討いただくことになるとと思いますが、基本的には、前文として答申の中に加えるという方向で進めたいと思います。

○塩野 以前いただきました和田委員のコメントに関しては、コンサルタントから何度かご説明させていただいております。大きく分けて、需要予測が過大である点、下位予測がされていない点、CDMが便益に含まれるかどうかといった点について、こちらとしては個々にご説明させていただいて、先生方にはある程度わかっているかと理解しているつもりであります。また、例えばCDMに関しては、便益から落とすようなことも検討しておりますし、需要予測に関しても、先般、田中委員からご指摘いただいたとおり、まだ過大な可能性もあるので、数年間、需要予測をみつつまonitoringしていくということで、Recommendationに入れることをこちらも考えておまして、今のままで答申に入れていただくにはちょっと過大ではないかと考えております。

○村山委員長 ありがとうございます。そういったご意見をいただくのは大変ありがたく思います。それでこそ、この審査会をやっている意味があると思っておりますが、ただ、私自身の理解では、あくまで諮問の段階でいただいた資料をもとにして答申を出していくのが本筋ではないかと思っております。そういった理解をしていただいた上で、実際のプロジェクトを進めていただくのは大変ありがたく思うのですが、ただ、ドラフトファイナルレポートに対する諮問・答申ですので、その点についてはぜひご理解いただいた上で、こちらの意見としても受けていただければと考えています。これは私個人の考えなのですが、ほかの委員の方々、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○満田委員 いろいろご説明いただきましたが、和田委員がここまで強い形で「強い懸念を表明する」という表現をなさっていることは非常に重要だと私は思っております。ただし、「ガイドラインの要件を満たさない可能性がある。」云々かんぬんについては、先ほど渡辺さんからご説明いただいたように、もう少し検討する余地はあると思うのですが、少なくとも、代替案の検討や事業ニーズの把握といった側面で、ドラフトファイナルレポートでの検討について、審査会が強い懸念をもったことは事実でございまして、和田委員だけではなくて、審査会として、その懸念は共有していると思っております。「ガイドラインの要件を満たさない可能性がある。」という表現に

については、和田委員も交えて議論したいと思うのですが、代替案及び事業ニーズの把握という面で懸念を表明するというのはしっかりと書いておいた方がいいのではなからうかと考えています。

○村山委員長　ほかにご意見がございますか。

○坂田　これまでの調査の中で、こういったご指摘があったのですけれども、先ほど申し上げましたように、個々の部分について、ご説明申し上げてきているところなのですね。今の段階でレポートに全部盛り込んであれば一番よかったと思うのですけれども、時間的な都合もあって、まだ完全でないところがあります。今まさにやっている部分もありますので、今やっている部分について、さらに和田委員にご説明申し上げて、ご理解いただければと考えております。こういった可能性があるということで懸念ということになってしまうと、F/Sレポートとして出すということもありますので、レポート自体の存在という問題にもなりますので、そのあたりはちょっと時間をいただいて、さらにご説明するところはしたいと考えているところです。

○村山委員長　わかりました。時間が必要だということだと思いますが、時間的な余裕はございますか。

○渡辺(泰)　これからインドネシア側にドラフトファイナルレポートを説明する段階ですので、ファイナルレポートまでは少し時間があると聞いております。時間を、というよりは、コメントを出されたのは和田委員ですので、どういう答申が必要かというお話を個別にさせていただくような進め方にさせていただきたいと思います。

○村山委員長　わかりました。それでは、地球環境部から和田委員にご説明していただく機会をもっていただいた上で、私からもきょうの議論の様子をお伝えします。その上でご担当の委員の方々にまたご検討いただいて、なお必要であるということであれば、前文に入れるという形で文案を検討したい。もし必要ないということであれば、それはまた別の話になりますが、そういったプロセスでよろしいでしょうか。

○原嶋委員　先ほどお聞きしたところ、国内支援委員会が近々あるということですので、そういう場でも、こういうところで出た意見を少し議論していただいて、その結果をこちらの会にフィードバックしていただくことはできないでしょうか。両方、いろいろな意思決定プロセスがあって、それはそれでいいと思うのですけれども、どこかの段階でクロスするとか、一つの意味決定にもっていくというところが必要だと思います。この案件は、ダムということで非常にセンシティブな問題でありますし、いろいろ意見が出ているところですので、こういったところで出た意見を一度議論していただいて、その結果をフィードバックしていただくことをしていただければありがたいと思っています。

○濱崎委員　どこにあったか忘れてしまいましたが、F/Sの評価の表があったかと思うのですね。環境社会配慮という側面から考えれば、ダム建設は影響が大きいのは当然のことだろうと思いますし、そのように書かれていたのはわかります。もしそれに加えて、同じように経済面での評価もされて、環境社会配慮の影響の差とコストの部分の差が余りにも極端に……。環境社会配慮で、アユンダム建設のものと、表流水、地下水を合わせたものの差はそれほどない。アユンダムの方

が点数が若干低いのですけれども、それも若干なのですね。コストの方は極端に差をつけているわけですね。そういう評価もいかがなものかなと思いますし、私、前にもコメントで書いたのですが、日本では地下水は、現場で買うと1トン当たり20円から30円なのですね。ダムは150円なのですね。コンサルタントの方も、そんなことは当然ご存じだろうと思うのですけれども、それはダム建設がはね返ってきているわけですね。ひょっとしたら需要予測を見誤っているところもあって、日本ではダムから高い水を買っている。要するに、ダムの水を使わなければならないので、地下水を細々と使っている中小自治体は、大きな圧力のもとに、地下水をとめて、高いダムの水を買わされているというのが現状なのですね。それが結局、納税者、市民にはね返ってきているわけです。インドネシアのコストは、土地代などの関係で、それほど差はないにしても、本当にあれほど差が出るのかということと、それは計画年の二十何年かにある一定の量をとるための計画なのですね。そうすると、当然ダムの方が有利なのです。もし計画が半分もしくは4分の1になった、もしくは計画年に達するまでの途中の状況を考えたら、表流水でもそうなのですが、地下水の方が少しずつ手当てできるわけですね。

○村山委員長 濱崎委員、ご意見をいただくのはありがたいのですが、こういった形でそれを反映させるかというのをまずいっていただいて.....。

○濱崎委員 ですから、できれば評価の見直しを.....。なぜかという、何回質問しても、そこについては何の回答もないので、今回、ちょっといわせてもらっているのです。回答がないのですよ。今回もなかったし、その前もないので、ちょっといわせてもらっているのです。そこについて、なぜきちんと回答してくれないのかなと思っているので、ぜひ回答してもらいたいなと思っております。

○村山委員長 わかりました。今のようなご意見も踏まえて、いかがでしょうか。今後の対応として、先ほど、国内支援委員会の議論の結果をこちらにフィードバックしていただきたいというお話もあったのですが、そういった形で、もう一回議論する機会をいただくということによろしいでしょうか。

○益田 国内支援委員会の議論の結果をこちらにフィードバックすることはもちろんできますと思います。また、基本的には、バリの公共事業局の事業として計画をつくってしまして、共同事業として調査をやっていますから、こういう議論があったということを先方に伝えて、その上で彼らの考え方も聞いて、こちらに.....。国内支援委員会の議論とバリとの協議の結果をこちらにフィードバックすることはできると思いますけれども、渡辺さん、どのような形でフィードバックすればよろしいですかね。

○渡辺(泰) 国内支援委員会とのタイミングの関係で、基本的には、国内支援委員会の議論の結果を、メールまたは審査会のお場でお伝えするというやり方でよろしいでしょうか。

○原嶋委員 そのときに1つ重要なのは、環境社会配慮審査会でこういう議論があったということをお伝えいただくということですね。

○永田 今、濱崎委員から、代替案の説明がなされていないというお話がありましたけれども、

幾つか説明したつもりなのですね。例えば、地下水が高くなって、ダムが結果的に安くなっている理由は前にもご説明しました。ある地点で地下水をとった場合は、当然地下水の方が安いのですが、でも、デンパサールの中心地まで水を輸送するコストが地下水開発のトータルの事業費を高くしている。ダムについては、和田先生が書かれていますけれども、多目的事業となってアロケーションが行われているがゆえに、結果的に水開発というところでは安くなっているとご説明したのですけれども、それだと説明にはなっていないのでしょうか。

○村山委員長 濱崎委員、いかがでしょうか。

○濱崎委員 私としては、やはり納得できません。私は、地下水は絶対だとは思っていませんし、ダムは絶対だめだとも全然思っていないのですが、水利組合の話も一番最初の9月のインテルムのおきに出たかと思うのです。私、今回のコメントの中でもそれに少し触れたのですが、それについて、今回も回答がなかったわけですね。新しい水資源開発ということを考えれば、水利組合から水を少しずつ分配していくことも安くつくはずなのですね。本来、そういうことも代替案の中に組み込んでいく必要があるのですけれども、その前提として、水利組合からの水のあれは入れないということになったりもしているわけですね。そういう意味で、ダムコストが極端に安くみえるようにしている。また、多目的ダムにすることによって、本来のダム建設費の数+%程度が今回の評価のコストの対象となっているということで、それは本来の建設コストではないわけですね。もしそれが妥当であるということであれば、その評価のところきちんと注意書きを入れていくべきではないのかなとも思うわけですね。ということで、私としては、まだ納得できている段階ではありません。

○村山委員長 わかりました。個別の議論は個別にやっていただく方が効率的な部分もあるかと思えます。幾つか積み残しが出てきてしまいますけれども、できる限り次の審査会には持ち越さない形で、メールでやれる部分はメールでお願いしたいと思っています。その上で、なお審査会で議論する必要ありということであれば、5月22日の次回の審査会の中でやる必要が出てくるかもしれません。そのあたりについては決めかねるところがあると思えますので、地球環境部と和田委員とでご議論いただいた上で、国内支援委員会の議論についてもフィードバックしていただいて、担当委員の方々に協議していただいた結果をまた検討させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

最初に戻っていただいて、具体的な答申の文案について、きょう、できるだけ詰められるところは詰めたいと思っているのですが、きょういただいた資料では、1から9まで整理していただいています。これについて、議論がまだ残ってしまっていますので、最終的に詰められない部分がありますが、きょうの時点で、こういった文面でいいかどうか、確定できる部分については確定しておきたいと思えます。

まず、1ページ目の1から6までについてはいかがでしょうか。大体こんな形でもよろしいですか。満田委員、いかがでしょうか。

○満田委員 実は、きょう来て初めてみて、準備不足なので、我々が出したコメントと比較して

いないので、すぐにぱっと違いがわからないのですが、プロジェクトのベネフィットとネガティブインパクトについて評価している章があって、そこについて、前回、和田委員と私が、ベネフィットに関して、不適切なことまで含めて書き入れられていて、ネガティブインパクトに関しては、かなり重要な部分が抜け落ちてしまっているという趣旨のコメントをしたのですね。それは、この「答申(案)」では5番に当たるのでしょうか。

○渡辺(泰) そうですね。

○満田委員 私たちのコメントの趣旨は、プラスとマイナス、双方について書き直してほしいということで、かなり具体的にそれを列記していたつもりです。そこら辺はぜひ落とさずに……。事務局が整理してくださったのかもしれないのですが、恐らく7番や8番などに書かれているものとダブっていると思うのです。事業のプラス・マイナスの効果について、過不足なく書くということで書いたので、それを一つの要求事項として整理していただきたいなと思っているのです。まとまりがなくて済みません。

○村山委員長 今回の点について、事務局はどういう理解でいらっしゃいますか。

○渡辺(泰) プロジェクトのベネフィットについて、違うのではないかというご指摘のあった点、2点は5番に入れています。つまり、集水域の保護地域の設定とダム湖における魚の導入についてです。

ネガティブインパクトについてですけれども、実際に報告書にさらに書こうとすると、ちょっと情報不足というところがありますので、基本的には、満田委員からいただいていたコメントのほとんどは7番のところに入っています。例えば、7番の1)の「ダム建設に伴う現存生態系の消失・変化」は、環境に関する事業の負の影響について記すべきであるというコメントを入れているものです。

また、項目がないものがあるということで、項目を立てて記載を行うという点を6番に入れています。

○村山委員長 という整理だということですが、今すぐにご意見をいただけますか。

○満田委員 私が出したコメントの対応箇所は、DFRのパートのChapter 9に当たるところだったのですね。事業の正負の効果について書かれているのですが、EIAとしての章が別個あって、そこについてももちろんきちんと書いていただきたいのですが、選定された事業の評価たる章の……。たとえ十分な検討ができなかったとしても、このDFRでは、負の効果と考え得るような項目についてはきちんと書いていただきたい。土地取得問題、ヒューマンセツルメント、お寺の移動、聖なる泉の移動、ポテンシャルコンフリクトなどが今挙がっているわけですが、例えば、当然考え得る下流域への影響、湛水に伴う生態系の物理的な改変、海岸がどうなるといった自然環境面での影響が落ちてしまっているような気がするのです。答申の中にも、これこれについて、事業の正負の効果を記載することといった形でコメントを残していただきたいと思います。

○村山委員長 ということは、項目を追加した方がいいということですね。

○満田委員　そうですね。

○村山委員長　審査会の委員からの答申ですので、追加は全然構わないとは思っております。あくまで委員の方々の合意の上ですけれども、不足しているものは追加していくべきだと思います。では、具体的に文案を作成していただけますか。

○満田委員　はい。

○村山委員長　お願いします。

そのほか、いかがでしょうか。1ページだけといわず、ここに1から9まで整理されています。

○原嶋委員　1つお聞きしたいのですけれども、7番に関連して、この案件でAMDAL調査が先方で既に行われていて、資料として、それを使われているのですが、今後、インドネシア側で調査されるタイミングについて、どのように想定されているのでしょうか。それが1点。

もう一点は、非常に子細なことですけれども、7番の5)の「Construction Phaseにおける、」の次の「飯場」という言葉は余り適切ではないと思いますので、適当な言葉にかえられた方がいいです。

その2点です。

○村山委員長　これはもともとどういう表現だったかおわかりになりますか。

○渡辺(泰)　もともとの表現そのままですね。

○村山委員長　では、これはちょっと検討していただきたいと思います。

最初のご質問に関して、何かコメントがございますか。

○永田　AMDALについては、ファイナンスがきちんと整備されて、事業が実施される段階になって、DDが行われるときにやられるのではないかなと思います。そういうタイミングだと思うのです。

○原嶋委員　私の記憶では、AMDALは一応終わっているのですよね。AMDALの質がいいか悪いかという問題はあるのですけれども、前に調査団の方が、AMDALはもう既に終わっているとおっしゃって、それを使う使わないということで議論があったのです。7番のところで、今後、インドネシア側に調査をするようにRecommendationするという趣旨のことが書いてあるのですけれども、インドネシア側でする機会がなければ、Recommendationしても意味がないので、インドネシア側の制度の中で、それがどういうタイミングで来ることを想定されているのか。結論からいってしまうと、EIAが終わっているということであれば、インドネシア側はもしかしたらやらないかもしれないわけです。インドネシアにこういうRecommendationをしてもやらないわけですよね。そうでなければ、JICA、あるいはJICAの委託を受けた調査団がそれをフォローするのか、7番はどう確保されるのか、私にはちょっと理解できないのです。

○永田　今回、F/SのAMDALということで、インドネシア政府の方で審査されたことになっているということは、このF/Sが認められたというか、AMDALとして承認されたことになるかと思いますが、次のタイミングということになると、今度は実施の段階になってくるのではないかなと思うのです。いわゆるDDの段階になってくるのではないかなと思うのです。

違いますか。

○渡辺(泰) 以前、調査団から、審査会であったか、ほかであったか、ちょっと忘れてしまったのですが、インドネシア側で以前、AMDALをやっている、1つは、そのAMDALの効力が何年かすると切れてしまうということ、もう1つは、今回の調査の中で、実際のダム事業の内容が以前やったAMDALとイコールではないということで、インドネシア側でもう一回、AMDALをやり直す必要があるだろうと聞いた記憶がありますので、地球環境部の方でご確認いただければと思います。

○永田 私の説明がちょっと間違っていたかと思います。私、今回のプロジェクトの中で、インドネシア政府のプロセスであるAMDALがなされて、AMDAL委員会がこれを承認していたのですが、そうではなくて、これから今回の環境調査をAMDAL委員会にかけて、承認を得るというプロセスになっているということのようです。済みませんでした。

○村山委員長 そうしますと、そのプロセスの中で、今回のRecommendationを反映させる機会があるという理解でよろしいでしょうか。

○永田 少なくとも、今回のRecommendationの中に、こういうことが必要ですということを書き込むことによって要請はできると思いますし、インドネシア政府の方でやっていただけることを期待したいと思います。

○村山委員長 ということですが、よろしいですか。

○原嶋委員 AMDALの調査が終わっているか終わっていないかということについて、私も、前の議事録をみないと記憶が定かでないところがあるのですが、手続が終わっているような気がしないでもないので、もう一度、その点だけ確認をお願いします。

○永田 もう一度、この件に関しては確認します。どうも申しわけありません。

○村山委員長 よろしくお願いたします。そのほか、いかがでしょうか。

○満田委員 確かに今ご指摘のように、Recommendationしただけで終わってしまったはこの答申の意味もないですし、報告書を直すとか直さないといった話であれば調査団に対応していただけると思うのですが、インドネシア政府によるフォローアップという意味では、今の追加でやるべき調査の話などは非常に重要な話だと思います。これはJICAのフォローアップに当たるものではないかと思います。インドネシア政府のAMDAL審査がどの程度のものか、余りよくわからないのですが、十分注意を喚起しない限り、JICAの調査のEIA部分をパッと活用して、そのままさっさとAMDAL手続が終わってしまう可能性はあると思うのですね。ですから、そこを、JICAさんとしてフォローアップしていただきたいと思います。もちろん、相手があることなので、それが100%受け入れられるとは思いますが、少なくともAMDALの中で追加調査がなされたか否か、追加調査で何が行われて、どうだったのかといったフォローアップはしていただきたいと思っています。

○村山委員長 ありがとうございます。今の点は、審査会がどこまで踏み込めるかということも少し関連している気がします。審査会としては、あくまでJICAから諮問されたものについて

答申するという形ですので、JICAの事業に関してRecommendationできても、それ以上どこまで踏み込めるか、私もちょっとはかりかねているところがあるのですが、ただ、フォローアップという意味では非常に必要なことだと思いますので、答申案の中というよりは、今後のフォローアップという形で、その点はぜひご検討をお願いしたいなと思っております。

それでは、議論を戻していただいて、答申案の文言について、ほかにご意見・ご質問等ございますか。

○夏原委員 7番ですけれども、項目が少し整理できていないような印象を受けます。今後調査すべきだとRecommendationに盛り込むことと、調査ではなくて、分析が不足しているということが含まれているのですね。

7番の1)と6)は、内容がかなり重複しているという印象があります。

調査すべき項目については7に入れるのですけれども、例えば、3)の「他の保護種、貴重種に係る影響、評価、緩和策。」は、追加して調査するのではなく、本来、次のファイナルレポートの中に盛り込むべき内容だと思います。

○村山委員長 そうしますと、具体的な表現としてはどのようにすればよろしいでしょうか。

○夏原委員 具体的には、まず、1)番、5)番、6)番の中で、Construction PhaseとPost-Construction Phaseを分けて書くのであれば、1)番をなくして、5)番と6)番にそれぞれ、Construction PhaseとPost-Construction Phaseにおける生態系など環境に対する変化の評価と追加調査について書く。それと同時に、社会への影響の問題について、それぞれ書くことが必要だと思います。Construction PhaseとPost-Construction Phaseに分けないのであれば、環境の問題と社会の問題を、それぞれ項目をつくって書けばいいと思います。

分析項目、特に3)番については、7番に含めるのではなくて、これを6と7の間に入れて、生態系への影響について、他の保護種、貴重種に係る影響、評価、緩和策を行うことといった項目を追加すればいいと思います。

○村山委員長 そうしますと、7の3)については独立させて、6と7の間に入れるということでもよろしいですか。

○夏原委員 そうです。

○村山委員長 1)については、現在の5)と6)にそれぞれ振り分けて表現するというのもよろしいでしょうか。

○夏原委員 結構です。

○村山委員長 そういう形でご検討いただいてよろしいですか。

○渡辺(泰) はい。

○村山委員長 お願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

もしないようでしたら、1から9の文言については、今ご意見がありました点を修正した上で、ご検討いただくということにしたいと思います。

そのほか、ここに出ていない項目もあるような気がします、いかがでしょうか。

○満田委員 なるべくこの場で決めてしまわなければけりが見つからないわけで、なるべく長くない方がいいことは確かなのですが、コメントで、ぜひ入れたかったようなものもありますので、追加するというか、この答申案をもう一度、担当委員の間でレビューするお時間をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○村山委員長 必要であるということであれば、そういう形にしたいと思いますが、ただ、これは5月2日ぐらいに皆さんにお回ししているの、ご検討いただく期間は一応置いていたわけがあります。ですから、基本的にはこれをベースにお考えいただきたいと思っています。

ただ、先ほど濱崎委員からお出しいただいたBODに関する記述等もこの中に入っておりますが、議論を聞く限りでは、含めた方がいいかなとも思いますし、恐らく抜けているものもあるような気がするのです。その点については、委員の方々から早急にお出しいただきたいと思えます。

今日の資料の中で、まだ整理がついていないものもありますので、これの扱いについてもご検討いただきたいと思えます。

具体的には、3ページ、4ページにある部分で、(3)の扱いについては先ほどご議論いただきましたが、川村委員から出していただいている(15)の社会的弱者に対する配慮の件についてはいかがでしょうか。きょう、川村委員はご出席ではないので、判断しかなる部分がありますが、何かご意見がありましたらお願いいたします。この意見が答申案に含まれていない理由は何かありますか。

○渡辺(泰) この川村先生のコメントについては、前回、たしか調査団から説明があったかと思いますが、これを消してしまっているのか、あるいは残すべきなのか、そこまで議論がなかったものですから、とりあえずそのまま残してあるという状況ですので、ほかにコメントがないようでしたら、事務局から川村先生に、答申案として入れるものがあるかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○村山委員長 よろしく申し上げます。

4ページに行ってください、満田委員から出されている(20)番についてはいかがでしょうか。これは「口頭でご説明します」と書いてあるので、申し上げます。

○満田委員 これは、前々回ぐらいに出した質問に対するお答えに対するコメントだと思うのですが、水没する地域の生態系や下流域の生態系に対する影響は軽微だとしている根拠が示されていないという趣旨のコメントに対して、植林と水質保全の対策を実施することで、影響をできるだけ少なくできるというお答えだったもので、それだけでは影響緩和ではないと思うという趣旨のコメントです。いうまでもなく、植林したから、あるいは水質を保全したからといって、湛水域の生態系や下流域の生態系の変化をすべて緩和できるものではないので、こういう緩和策を並べることによって、影響は少ない、軽微であるという表現は不適切だという趣旨のコメントです。ただ、影響は軽微だという記述は変更されるということなので、これは答申に加えていただかな

くて結構です。

○村山委員長 (20) 番については、特に指摘する必要はないということですね。

○満田委員 はい。

○村山委員長 次も満田委員というか、あと、全部満田委員ですが、(21) 番についてはいかがでしょうか。

○満田委員 水が足りなくて、下流の方で、水質汚染が起きているような川に転流することによって、環境面でも正の効果をもたらすといったご説明が調査団から何度もされて、DFRにもそのような記述があるわけですが、それは既に決定しているというか、やっていることだというご説明もあったと思うのですね。水の転流は、ポジティブインパクトのみならず、生態系の攪乱など思わぬ効果を必ずもたらしますし、当然水量も変わるわけです。そういった攪乱のインパクトをきちんと記述しないで、事業の環境的な正の効果のみというのは非常にミスリーディングだと考えるので、それはぜひ修正していただきたいと考えています。あるいは、DFRの中で、調査こそはできないと思うのですが、水の転流に伴う影響はしっかりと記述されるべきであろうと考えています。これは答申のどこかに残したいと思います。

○村山委員長 というご意見ですが、もし追加のコメント等なければ、要求として含めるという形にしたいと思います。

○永田 転流するもとの川は、最終的には水が減ってしまいますので、そちらにはネガティブなインパクトがあることは間違いのないと思いますので、そういうことは書き足すような形にしたいと思います。

今度、受け取る側の川ですけれども、生態系が形成されていないような、ごみが浮いたようなどぶ川に水を流してきれいにしようという提案でして、そういったところでもそのようなネガティブインパクトを書くべきなのではないでしょうか。

○満田委員 実際問題、どこからどこに、どのような形で、どの程度の水を転流するのかということがわからないと、インパクトといわれても記述しづらいかもしれないのですが、もしそういったことが今おわかりであるのであれば、それに伴うインパクトは……。今ご説明のようなどぶ川に水を導入したらどうなのだというところに即回答できるほどの知識は私もないのですが、ただ、原則、水を移動させれば、それに伴って必ず何かが起こるはずなのです。非常に漠とした言い方で恐縮なのですが、例えば、もともとアユ川にいて、ほかの川にはいなかった水生生物が移動してしまうといったことは容易に想像がつくと思いますので、そこら辺は一般論でもお書きになるべきなのではなからうかと思えます。

○永田 わかりました。そのような形で書き込みたいと思います。

○村山委員長 それでは、(21) 番については、そういう形で生かすという方向で検討をお願いしたいと思います。

(26) 番も満田委員ですが、これについてはいかがでしょうか。これをこちらに回した特段の理由がありますか。

- 渡辺(泰) これは前回、全く議論されていませんでしたので、そのままコメントを残してあります。
- 村山委員長 満田委員、これについて、追加のコメントがありますか。
- 満田委員 いや、特にないです。
- 永田 こういう途上国で、たとえ短い数年の期間ではあっても、その期間の雇用による経済効果は、特に住民等にとっては非常に大きな問題ですので、不適切とするところまではいかないのではないかと考えます。
- 村山委員長 満田委員、いかがでしょうか。私自身も、不適切というにはどうかなという感じがします。再三出てきているように、正の効果については過大に、負の効果については過小に、といったことがあるので、こういったご意見も出てくるのかなと思いますが、これだけ取り出ししてみると、あえて要求として出すには文字どおり不適切かなという感じがします。いかがですか。
- 松本委員 担当の委員ではないので、具体的にこのケースで、とはいえないのですが、一般的に、どのインフラ案件でもこのような効果がF / Sの中で出てくるわけです。例えば、それまで農漁業に従事していた人たちが、短期間、いい収入が得られるからということでそちらに行ってしまう。その結果、今までの田畑が荒れ果てる。もっといえば、今までの田畑を使わないがために別の用途に回される。短期間の工事が終わった後、帰る場所がなくなるというケースもあるわけです。したがって、この雇用によって、そこに元来あった生計スタイルがどう変わって、それがその地域社会にどういうインパクトを与えるのかという洞察まで含むのであれば、これをプラスの効果として同時に書き加えることは正しいのではないかと思います。
- 村山委員長 わかりました。満田委員もそういう趣旨でお書きになったということでしょうか。
- 満田委員 そこまで深くは考えていませんでした。
- 村山委員長 松本委員がおっしゃる点は、一般的な建設事業に関しても当てはまる部分があるように思いますので、そのあたりも含めて満田委員の方でお考えいただいて、それが要求になるかどうかは別ですが、そういった表現を答申案の中で生かせればと思います。そんな形ではよろしいですか。
- 満田委員 はい。
- 村山委員長 (37)番については、先ほどご説明がありましたので、よろしいですね。
- 満田委員 はい。
- 村山委員長 それでは、A C . 3 - 2については、そういう形で進めたいと思います。  
今日、追加の答申案ということで、満田委員から出していただいているものがありますが、ご説明いただけますか。
- 満田委員 追加で出させていただいているものは、インテリムレポートの段階で議論があった、マスタープランとフィージビリティスタディーを同一の開発調査で支援する場合の手续について、検討する必要があるのではなからうかといった指摘です。  
バリ州の開発調査では、フェーズ2でマスタープラン策定支援が行われて、ご存じのとおり、優

先事業として選ばれた事業のF/S及び環境影響評価の実施支援がフェーズ3において行われたわけですが、当初、カテゴリBであったのですが、選定された優先事業の中にアユンダムが含まれていたから、カテゴリAに変更されたという経緯があります。

インテリム段階で議論になったのは、単体としてアユンダムが開調で扱われた場合と、マスタープランとF/Sという一連の手続の中で扱われた場合を比べたときに、JICAとして意思決定をする事前の検討が十分行われたかどうか、また、情報公開が十分に行われたかどうかということを見ると、マスタープラン、F/Sの連続した手続の中で行われしまうと、実質上、そういった点は十分検討していないのではないかと。バリ島の水資源開発はいろいろな側面があるわけで、その事業の記述が公開されるわけですが、当初、アユンダムは想定されていなかったもので、当然、公開された情報の中に記述もない。大きなダムという案件だということで、もう少し十分な検討が行われてから支援を始めるべきであろう。ひょっとしたら、地元で情報をもっている人が何かいってくる可能性もある。そういった手続が行われなかったのではないかと。また、一つの開調の中で行われますので、フェーズ3に移行する前に、事前にスケジュールなどが決まっているわけですね。ダム案件のEIAは、一応5ヵ月程度確保されているわけですが、現場での調査は時間が非常に限られてしまって、TOR検討や人員計画なども、一から調査設計する場合に比べて、かなり制約があったであろうと考えられます。

これはバリ州の開調に限った話ではなくて、今後のことも考えると、マスタープランとF/Sをセットで行う場合は、JICAとして、こういった問題に対処するための手続を検討する必要があるのではなからうかということで、審査会としてJICAに、このような手続を検討するように要請すると。これは前回議論で、審査会の議論ベースでは議事録に似たような要請が残っているわけですが、バリ州の開調と絡めて、今後のことも踏まえて、要請しておいた方がいいのではないかと。思って、こういった答申案の追加を作成しました。

その次、「審査会としては、最低限、以下のような措置を行うべきである」ということで、こちら辺は、私は余り自信がないのですが、少なくとも、選定され得る優先事業の中に、カテゴリAと分類される可能性のある事業が含まれている場合、つまり、アユンダムが最初から何となく候補として挙がっていた場合は、カテゴリA案件として扱う。この場合、公開する情報の中にそのような情報を含める。

また、選定を行った段階、つまり、フェーズ2が終わった段階でインテリムレポートなどを公開する。

3点目が一番自信がないところなのですが、優先事業のF/S作成支援、EIA実施支援を行う前にワンクッション置きまして、TOR検討や人員計画を十分検討できるだけの、できれば新しい契約にするぐらいの……。アユンダムのEIAは、それぐらい大きな話ではなからうかと私は思っているのですが、そういった措置も検討するべきではなからうかと思いました。

○村山委員長　ありがとうございます。今ご指摘いただいた点は一つの課題と私も考えております。ただし、答申として、こういった内容を加えるかどうかについてはいろいろご意見がある

ような気もしますので、今の時点で委員の方々からご意見があればお出しいただきたいと思いません。

○田中(章)委員 今、村山さんは、こういう審査の仕組みに関する提案を一つ一つの答申に入れるかどうかということをおっしゃったのですか。

○村山委員長 ええ、それに近い.....。

○田中(章)委員 途上国の環境アセスメントの仕組みと、今回の、例えばドラフトファイナルレポートなりEIAの基礎調査なりはどのような位置づけにあって、我々が審査して、それがどのように使われるのかということ、1枚ペラでいいから、審査の前に明確にしてほしいということをおっしゃっているのですが、これも一つの事業に対する話ではなくて、審査の仕組みに対する話だと思います。これは、こういう一回一回のところでお話したときにちゃんと明文化して、どこかに残していかないとわからなくなってしまうことなのかなと思いますので、書き方は何か工夫して、当該案件とは関係ないけれども、審査会の委員の意見として、公式に記録に残しておくようお願いしたいと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 意見としては、今の田中(章)委員、あるいは満田委員と全く同じですが、代替案検討から、なぜここまで時間にせかされながらアユンの議論をやるかといえば、満田委員の指摘した部分が1つ大きいと思うわけです。また、このRecommendationの位置づけがわからないというのは、バリ州の事業全体において、これがどういう位置にあって、我々がどこに立っているかわからないから、こういう質問が出てくるのだと思うのです。我々は、仕組みのための仕組みづくりをしているわけではなくて、このようにしてもらわないと、我々は責任をもって審査できないということだと思います。私の結論は、田中(章)委員がいったことと同じですけれども、個別案件と密接につながっていますので、個別案件の適切な審査につながるので、こういった満田委員の意見、あるいは、今、田中(章)委員がおっしゃられた1枚紙の用意といったことを個別案件の答申案の中に入れることは適切なのではないかと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○渡辺(泰) ペーパーの真ん中辺に1、2、3とありまして、ちょっとよくわからないところがあります。

1番の一番最後の行の「(JICAとしての)意思決定に関する事前の検討が十分行われたとは言えない。」というのはなぜなのか、教えてください。

2番目の「優先事業の具体的な情報が、十分に公開されていない。」というのはどういう意味でしょうか。

3番ですが、前回、満田委員からご指摘があったので、AC.3-2の「答申(案)」の7番の頭書きに、「なお、インテリム・レポートの段階での諮問において、環境社会調査のTORが具体的に提示され、これについての検討を深めることがより適切であったと考えられる。」ということを入れてあります。ですので、もしこれを答申案に加える場合には、7番との関係を整理する必

要が出てくるかなと思います。

○村山委員長 ほかによろしいでしょうか。今のところ、この案について、含めない方がいいという強いご意見は特にはないようですので.....。

○米田 私は、ここのグループ長をしております米田と申します。いつもお世話になっております。

マスタープランとF/Sの関連は、この1年間の作業の中で、いろいろな委員からお話をいただいております。それから、我々が審査している案件については、私も今、自分たちはどこに立っているのかということがわかればそれにこしたことはないと思っています。

例えば、先ほども出ておりましたけれども、ファイナンスが決まっているのかということで、これもなかなか決まっていないうえがある。本件でもそうです。ということで、ファイナンスが決まっていないうえでどの位置に立っているのかをアイデンティファイしにくいところがあります。

それから、これも仕組みの上なのですけれども、案件の採択がそういう形で行われている。もちろん、JICAではいろいろなコメントを出していると思うのですけれども、マスタープランとF/Sが分離されてしまうとまた後の要請を出さなければならない問題があります。マスタープランができてからF/S、また次のが出るということになりますと時間がものすごくかかります。ですから、そういう実務的な必要性もあるのではないかと個人的には想像しております。

○原嶋委員 今まで2年間で9つぐらいの諮問案件があったと思いますけれども、その中で、マスタープランとフィージビリティスタディーが合体したものは結構多かったですね。

1つ、ガイドラインの策定にかかわった方々にお聞きしたいのですけれども、現在のガイドラインは、開発調査をフィージビリティスタディーとマスタープランの2つのタイプに分けて記述しているのですが、その議論の段階で、マスタープランプラスF/Sというタイプのものについて議論したことはあるかどうかということ一度確認させていただきたいのです。

○村山委員長 私からお話するのが適切かどうかわかりませんが、私がかかわっていた改定委員会の中では、こういったケースに関する具体的なプロセスについては議論がなかったと思います。マスタープランとF/Sはあくまで別である。それぞれに対して、どういう審査が適切かという議論はあった。それに基づいてプロセスも検討されたわけです。

こういう案件が複数出てきていることも事実で、恐らく米田グループ長からお話があったとおり、そういう形で事業が進んでいるということであれば、むしろそういった実態に合わせた審査のやり方を考える必要があるということになると思うのですね。これについては、渡辺(泰)さんからご指摘いただいたように、こういった問題点が正確かどうかわかりませんが、プロセス自体に関して、審査の手続がまだ確定していないのも事実なので、ここについてはぜひ生かした形で、諮問に意見として加えてはどうかと私自身は思っています。ただ、これは、この案件、個別の問題ではなくて、ほかの案件にもつながる話ですので、諮問に意見として加えた上で、審査会としては、また別の形で意見を出していく必要があるかなと思っています。これについて

は、また「その他」あたりで少しお話をしたいと思っています。では、一応一回締めさせていただきます。

○渡辺(泰) 少なくとも、答申の書き方としてはご検討をお願いしたいと思うのです。我々、答申を受けとめる立場として、この文案のままでは受けとめようがないなと思っています。といいますのは、「審査会としては、最低限、以下のような措置を行うべき」と書かれている3点の中の「優先事業の中にカテゴリAと分類される可能性のある事業が含まれる場合」ということですが、この案件の昨年の諮問のときにご説明しましたように、本案件は、特にアユンダムをF/S対象事業として想定していたものではありませんでした。そういう意味ではカテゴリBとして始まっています。ということで、F/S対象事業がわかった段階で審査会に諮問させていただいたということになりますので、我々としては、この文章は何を言いたいかわからないという状況です。カテゴリAと分類される事業が明確になった段階でカテゴリAに変更させていただいています。

2番目、レポートの公開ですけれども、ガイドラインで求めている情報は公開しています。ガイドラインで、インテリムレポート丸のままの公開を求めているわけではありません。そういう意味では、ガイドライン以上のことをなぜ言われるのかよくわからないという状況です。

3番目につきましては、今回の答申に当たって、いろいろご指摘いただいた事項はどうして出てきたのかなということを考えると、昨年、インテリムレポートの段階で諮問のときに、環境社会調査のTORについて、それほど具体的なTORをお示しせずに諮問したのかなという点の反省はありますので、その点をAC.3-2に既に入れております。実際には、調査期間はケース・バイ・ケースになりますので、どれほどの検討を行えるかというのはケース・バイ・ケースの判断になるかなと思っています。

○坂田 調査を実施した事業部の立場からなのですけれども、真ん中ぐらいに1、2、3と書いてあって、1番で「事前の検討が十分行われたとは言い難い。」と。確かに不十分な点はあったかとは思いますが、契約の手續にのっとって手續を進めているところでもありますので、この書きぶりだとちょっと厳しいという気がします。先生のコメントですので、先生が決められることだと思っておりますけれども、ちょっとご配慮いただきたいと思えます。

2番目の「鑑みれば問題である。」といったところも、書きぶり等考える必要があるかなと思えます。

○村山委員長 私自身も、この満田委員の文面をそのまま生かすことは考えおりません。ただ、趣旨は生かした形で、今のご意見を踏まえて、答申案の中に意見として加えたいなと思っております。ということでよろしいでしょうか。

○松本委員 この議論はここでおしまいになりますか。それとも「その他」でまたやりますか。

○村山委員長 私自身は、この案件に限らない問題だと思っているのですが、ここで一回区切らせていただきたいと思えます。よろしいですか。

○満田委員 表現ぶりについては不適切な点もあるかもしれないのですが、念のためにいってお

きますと、この審査会として云々の3点の1点目は、アユンダムがどうのこうのという話ではなくて、このカテゴリ分類についての手続が問題だというつもりは別にはないのですね。アユンダムが含まれた段階でカテゴリAに変更されて、こちらに諮問されたということなので、それは適切ではなからうかと思うのです。ただ、これは例えでいっているのですが、アユンダムのような大型インフラ、そのみでカテゴリAに分類されるものが全く予期されないような開調だったらというか、優先事業として候補に挙がっているような開調であれば、最初からカテゴリAとすべきであろうという趣旨です。

それから、審査会の議論.....。

○村山委員長 満田委員、時間がかかり過ぎておりますので、今の議論はまた後でさせていただきます。よろしいですか。

○満田委員 はい。

○村山委員長 それでは、第1議題のバリ州の水資源開発の調査については、議論が少し残ってしまいましたが、こういう形で進めさせていただきたいと思います。地球環境部の方には、和田委員を含めて、また少し議論していただくことをお願いすることになりましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、休憩を5分弱入れさせていただいて、「その他」に移らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(暫時休憩)

○村山委員長 それでは、まだお戻りでない委員がいらっしゃるようですが、再開させていただきます。

「その他」の前に、「次回以降の審査会の開催」ということで、次回が5月22日、その次が6月12日という予定になっております。これについてはよろしいですね。

「その他」として、まず、議題を整理しておきたいと思いますが、1つは事務局からということで、項目だけご紹介ください。

○渡辺(泰) 「カンボジア国第二メコン架橋建設計画調査」の答申について、ご相談させていただきたいと思います。

○村山委員長 というのが1つあります。

それから、私の方で考えていたのは、私が復帰する前、川村委員からご提案があった年次報告書の扱いで、この中で今期の委員会のまとめのようなものを書いてはどうかというお話があったと思います。これについて、松本委員からもご意見がありましたけれども、この扱いについて、少しお話をさせていただきたいというのがあります。

そのほかの委員の方々から、何かご議論をお願いしたい項目がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この2件についてやりたいと思います。まず、事務局からご紹介ください。

○渡辺(泰) 資料が間に合わなかったので、兵庫の委員の方、申しわけないですが、画面をもらいたきたいと思います。

第二メコン架橋の答申の案について、既に委員の間でご議論いただいて、まとまったところなのですが、1点、記述の追加をお願いしたいところがございます。15番、「国道1号線の経験の記載について」という項目ですけれども、「住民移転に関して、国道1号線の経験についても記述すること。その際、以下の諸点が指摘されていることに留意すること。」というのがオリジナルなのですが、「以下の諸点が」の前に、「ADBが融資した国道1号線(C2区間)の改修事業では」という文言の追加をお願いしたいということでございます。事情としては、カンボジアの国道1号線は、ADBの協力区間、無償資金協力区間がございますので、誤解を受けないようにさせていただきたいということでございます。

16番、「Resettlement Action Planにおける補償額の設定について」という答申がございます。これにつきましては、答申の文案をどうこうというのはないのですけれども、ここの扱いについて、JICAとして、このままにはできないなと考えておるところでございまして、答申案検討の段階で、コメントを作成された満田委員にはお話をしたのですが、ほかの委員にご説明しておりませんでしたので、この場を借りて、お話をさせていただきたいと思います。

答申の文章は、みていただければ……。文章そのものは繰り返しませんけれども、最終報告書には答申を直接反映していないという点であります。カンボジアでNational Resettlement PolicyというPolicyが検討中の段階ということと、この第二メコン架橋につきましては、まだ財源が決まっておりません。財源が確保された上で事業化が確定されることを考えますと、Resettlement Action Planにおいて補償額をこうすべき、あるいはDMSの段階でこういう調査をすべきといった記載をすることは適当ではないと考えております。

もう一点、第1回の審査会のときに、交通需要量の調査につきまして、カンボジア事務所からレポートと合わない発言がございましたので、レポートでこうしているという点を説明させていただきたいと思います。

○比嘉 比嘉からご報告させていただきます。

今、渡辺チーム長からもお話があったように、前々回の審査会の答申案の協議の後で、「本案件の事業化に際しては、交通需要予測の精度を勘案した上で、実施主体者である公共事業運輸省が今後数年間の交通量モニタリングを実施し、その結果を踏まえて、プロジェクトの適切な着工時期について検討する必要がある。」ということをもともと、そういう内容のことはドラフトファイナルにも記載されておりましたけれども、今回の答申において、あえて強調するというでなく、答申文に加えました。その結果といいますか、報告なのですけれども、最終報告書におきましてもこのとおりの文言で記述されておりますし、本文のみならず、エグゼクティブサマリーの中でもはっきりとそのように書いております。また、我々としてもそういう認識であります。

○村山委員長 ありがとうございます。今の点で、答申の文案について、こういう形でいいか

どうかということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。満田委員、よろしいですか。

○満田委員 1点目の文案について、私としては別に異議はないです。

2点目のこれは、けさ、電話で渡辺（泰）さんとも議論させていただいたのですが、要は、まだ確定している事業ではないから、こういったRecommendationはできないということなのでしょう。カンボジアがNational Resettlement Policyなるものを策定中であって、補償価格は、再取得価格が反映されたものになる見込みがあることはご説明いただいたわけですが、見込みをもってするだけではなくて、この案件としても、こういった Recommend をすることは不適切とは必ずしも思っておりませんで、リプレースメントコストといいますが、JICAのガイドラインに則して、移転住民が移転前の生活を維持するためには、市場価格調査は非常に重要な調査だと思われるわけですね。その市場価格調査を踏まえた上で補償価格とすべきというのは当たり前過ぎるほど当たりの勧告だと思うのですが、なぜそこまでJICAさんが嫌がるのかなというのがむしろ不思議なのです。

もう一つは、もうちょっとポジティブなご提案なのですが、JICAさんとして、いろいろな案件の蓄積をおもちですし、特に、ガイドライン策定後、蓄積も出てきたところなので、移転住民の移転後の生活レベルの維持とか、その他の住民移転に関するかなり漠然としたガイドラインを達成するためには、過去の案件を踏まえた実施のための細則みたいなものをつくられたらどうですかということをご提案したのですが、改めて、ぜひご検討いただきたいと思います。

○渡辺（泰） まず、答申についての今のコメントにつきましては、今申し上げましたように、再取得価格がカンボジアのPolicyとして検討されているわけですが、第二メコン架橋の事業化の段階でPolicyが決まっていれば、そのPolicyに基づいて補償額算定が行われることになるだろう。もしその段階でまとまっていなければ、どうするかをまた考えることになると思います。ということで、今の段階で先取りの、どういうやり方で、ということまでは書けないだろうということでございます。

2番目のご提案につきましては、やり方はまた考えたいと思いますけれども、どういうことができるかを検討したいと思っています。

○松本委員 最初の点ですけれども、私も、満田委員と同じように、このRecommendationにどうしてそこまでセンシティブになるのかがよくわからない。JICAのガイドラインに従えば、少なくとも最初の3行は、ガイドラインを繰り返しているようなところがあると私は思うわけですが、それを要求として入れていくということで、なぜそこまでそこにこだわるのかわからない。

もう少し教えていただきたいのは、最初の3行に対してのこだわりなのか、それとも、その3行のことは実施するために、方法として市場での調査をうたっているその後の6行部分について気にしているのか、そのあたりについて、もしお考えがあるのなら伺いたいです。

○渡辺（泰） 最初の3行、後ろの方、どちらにも特段こだわりはありません。Resettlement Action Policyが決まっていない。Policyは、最初の3行にも後ろの方にも係るものだと思ってい

ます。

○松本委員 基本的に、JICAのガイドラインは、援助する側、つまり日本の税金の使い道として、こういう事業には支援しましょう、こういう事業は、相手国がみずからの主権において進めるのはもちろん否定はしませんが、日本の税金を使って支援するプロジェクトではありませんという意味では、相手国のPolicyに我々が介入するのではなく、JICAとして、こういう事業が望ましいと考えているという表明だと私は思うのです。それを、相手国の政策ができていないので、JICAとして、これは Recommendできないというのはむしろ及び腰であり、もともとのガイドラインの趣旨に反するように私は思うのです。

○村山委員長 何かコメントがありますか。

私、議論がみえないところが若干あって、これのどこが問題なのかよくわからないというのが正直なところなのですが、どうでしょうか。あくまで審査会の答申なので、これを受ける受けないはまた別の話だと私は理解しているのですが、そういった理解の上でも、この要求に関する項目については異論があるということでしょうか。

○渡辺(泰) 答申を受けないと申し上げているわけではなくて、答申そのままファイナルレポートに記載する形にはなりませんということだけ申し上げております。答申は答申として尊重させていただきたいと考えています。ですから、その補足の説明をさせていただいたというだけです。

○村山委員長 わかりました。こういう要求があったけれども、それをレポートの中にも含めることはできないという……。

○渡辺(泰) このままですね。

○村山委員長 ということです。そうしますと、そういう報告を受けたということです。それに関しては別の意見があったとしても、答申そのものの意見ということではないと思います。よろしいですか。

関連して、もしご意見があればお願いしたいと思います。

15に関しては、下線部を追加するということによろしいですね。

○満田委員 はい。

○村山委員長 それでは、第二メコンの架橋建設計画については、こういった形で進めさせていただきます。

2件目は、3月だったと思いますが、川村委員から、今期、第1期の委員会がこの8月で区切りがつくということで、あと4ヵ月なのですが、第1期が終わるに当たって、審査会として、次の審査会に引き継ぐようなものを出してはどうか、これは年次報告書の中で出せばいいということがありました。ただ、年次報告に関しては、既に事務局で作成いただいて、これが認められていると思いますので、別の形でそういうことが検討されていくという手段があるかもしれないと思っています。この点について、委員の方々のご意見を伺いたいと思っています。もし進める必要ありということであれば具体的に手段を考えたいと思いますし、もし必要ないと

いうことであれば、あえてそこまでやる必要はないなと思っています。いかがでしょうか。

○松本委員　ぜひやった方がいいと思いますし、方法としては、小委員会のようなものをつくって、それぞれの委員から意見を聴取しながらたたき台をつくり、この場で議論していくといった形をとるのがいいのではないかと思います。

○村山委員長　ほかにはいかがでしょうか。

○原嶋委員　小委員会という形で、また特定の方が、ということは必要かもしれないけれども、この委員以外の方でも関心のある方がいらっしゃると思うので、まあ、会議を開けばいいということではないのですが、何かそういう場をつくって、いろいろな意見を聞く機会は必ず設けていただきたいと思います。

○濱崎委員　きょうのバリの議論でもあったのですが、ある特定の案件ではなくて、ガイドライン、この審査会の進め方、JICAのプロジェクトと環境社会配慮の審査会との関係とかいろいろ課題も出てきているかと思うのですね。課題だけではなくて、よい点も含めて、個々の委員が思っていることをどこかで集約してまとめていけたらいいかなと思っています。進めることに賛成しております。

○渡辺(泰)　審査会でいろいろ出していただいた意見なり提案を受けとめる、ないしは次の期以降の委員に伝えていく立場から申し上げると、それぞれの委員からご意見・ご提案をいただくのは結構なのですが、必ずしもまとめは必要ないのではないかなと思っています。それぞれの委員から、意味がわからないところをわかるようにしていただくといったことはあるかもしれないのですが、審査会で答申なり報告書のようにまとめていただく作業は特になくても、それぞれの委員のコメントがわかるようになっていけば十分かなと思っています。審査会の場で議論する必要があるのかというところがよくわかりません。

○村山委員長　という事務局からのご意見もあるということですね。いかがでしょうか。

○松本委員　先ほど原嶋さんがおっしゃったように、やはり議論してつくっていく。個人個人が思っていることを書いて出す以上に、それはいろいろ違うレベルのものもあるでしょうし、議論を深めていくと非常に重要なポイントに行き着くこともあるでしょうし、受け取る側も、みんなで議論して、こういうところに重きを置いているといったことをわかった方が真剣度も違いますし、もちろん、それを公開していくことは、我々の審査会としても重要だと思いますので、そういう意味では、やり方は工夫が必要かもしれませんが、個々人がJICAの事務局に意見を書いておしまいというよりは、もう少し議論するプロセス、それを集約して重みづけをしていくようなプロセスもあっていいと私は思います。

○村山委員長　そのほか、特につくる必要はないとか、つくるとしても個々人の意見で構わないといったご意見がありますでしょうか。

○米田　一言、私のコメントでございませうけれども、意見を集約することも、そのために時間を割いて集まったり、また、小委員会をつくるということになりますと、それなりの作業になるかと思うのですね。そうすると、予算の問題とかいろいろございます。何よりも、今、案件が非常

に多くて、審査会で議論することが相当多いという状況が続いております。それに加えて、さらなるそういう作業ということになってくると、なかなかきついのではないかとこのいつものことを私は考えております。ですから、先ほど渡辺（泰）が申し上げましたように、そういう意見を残しておく、次の審査委員の方に、こういうのはどうかとアドバイスをしていくという形で、できるだけ簡易にやっていくのがいいのかなと個人的には思っております。積極的でないととられると私はちょっと困るのですけれども、1年、2年の活動をしてきたことはそれなりに大変なことと、私は重要なことだと思っています。ただ、現実の状況をみますと、実務的に進めることはなかなか大変ということを申し上げたいのです。

○原嶋委員 作業の問題があるので、それは十分考慮する必要があるのですが、我々が、ガイドラインが問題だとか、気づいた点を申し上げることは簡単なのですけれども、それ以上に、極端なことをいえば、我々がやっていることがレビューされることが必要だと思うのですね。作業の負担を考えなければいけないので、やり方はあると思いますけれども、大事なものは、この審査会が2年間やってきたことがほかの方からレビューされるという面をかなりちゃんとしておくということで、我々が、ここはおかしい、おかしいと言いつ放しでおしまというのではちょっと足りないと思います。

○村山委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、事務局から、時間的な心配、あるいは他の案件に関する労力との関係をご指摘いただきましたが、委員の方々からは、比較的積極的なご意見が多いと感じますので、きょうの時点では、集約した形で文章としてまとめるという方向で検討を進めてはどうかと思います。ただ、それがメインになっては本末転倒ですし、その作業のために審査会以外の時間を使っていただく必要が出てくるかもしれませんが、そういったことも含めて、具体的な検討を進めたいと思っています。ただ、米田グループ長のご指摘のように、審査会の中でそういった議論がどこまでできるか、時間的な余裕はわかりませんので、時間に少し余裕がある時点で、8月までですけれども、議論を進めていきたいと思っています。また、具体的に何かコメント・ご意見、特に進め方についてありましたら、メールでもお伺いしたいと思っています。よろしくお願いたします。

それでは、今日はこれぐらいで、特にほかにないかと思いますが、何かございますでしょうか。

○松本委員 先ほどペンディングになっていましたマスタープラン、F/Sのところでは1点だけ、記録されている場で伺っておきたいのですが、現在、マスタープランのカテゴリ分類はどのようにされているのかということについて教えてください。

○渡辺（泰） 現状では、要請段階でカテゴリ分類を行っているわけですが、要請段階では、1つは、F/S対象プロジェクトが明確にされている場合、F/S対象プロジェクトをベースにカテゴリ分類を行います。

F/S対象プロジェクトが示されていない場合、基本的には、何らかの格好でプロジェクトを想定して、カテゴリ分類を行うことになるわけですが、1つは、カテゴリ分類が明らかにA

の場合、例えば高速道路のマスタープランプラスF/Sといった場合はAにする。明らかにCの場合、例えばプライマリーヘルスケアの普及のためのAA調査といったものがあればCにする。それ以外はBにしているといった形でしょうか。事前調査以降の段階でさらに情報が出てくれば、その段階でまた見直すということになります。

○松本委員　そうすると、ガイドライン上は、幾つかのプロセスでカテゴリ分類の見直しということがあるわけですが、個別の対象プロジェクトが明確になってきた段階、それはインテリムの段階もあり得るわけですが、その段階でカテゴリ分類を見直して、Aになる、Bになる、Cになるという変更はそれぞれ行っているということによろしいのでしょうか。

○渡辺(泰)　そのとおりです。

○村山委員長　ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、このあたりで審査会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

了